

資格の大原

第76回 税理士試験 消費税法

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日14時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕－50 点－

問 1 (30 点)

問 1 (1) イ (10 点)

〔1〕新たに内国法人を設立した場合
(1) 新設法人の納税義務の免除の特例 (3 点)
その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日に おける資本金額又は出資金額が 1 千万円以上であるもの（以下「新設法人」という。）の基準期間 がない事業年度に含まれる各課税期間
(2) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 (4 点)
次の要件を満たす新規設立法人（以下「特定新規設立法人」という。）の基準期間がない事業年 度に含まれる各課税期間
なお、新規設立法人とは、その事業年度の基準期間がない法人（新設法人及び社会福祉法人を 除く。）をいう。
① 新設開始日において特定要件に該当すること
② 特定要件の判定の基礎となった他の者及び他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの 者について、次のいずれかに該当すること
(イ) 新規設立法人の新設開始日の属する事業年度の基準期間相当期間における課税売上高＞5 億円
(ロ) 新規設立法人の新設開始日の属する事業年度の基準期間相当期間における総収入金額＞50 億円
〔2〕外国法人が国内で事業を開始した場合 (3 点)
その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税 資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなして、 〔1〕を適用する。

問 1 (1) ロ (4 点)

〔1〕 調整対象固定資産の判定 (1 点)
機械装置 150 万円 $\geq$ 100 万円 $\therefore$ 該当する
〔2〕 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 (3 点)
新設法人又は特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間

問 1 (1) ハ (4 点)

〔1〕 高額特定資産の判定 (1 点)
機械装置 1,500 万円 $\geq$ 1,000 万円 $\therefore$ 該当する
〔2〕 高額特定資産の仕入れ等を行った場合 (3 点)
事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度又は 2 割特例の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間からその高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間
(1) 高額特定資産の仕入れ等
高額特定資産の課税仕入れ等をいう。

問 1 (1) ニ (8 点)

〔1〕 みなし登録期間 (2 点)
適格請求書発行事業者の登録を受けている事業主の事業を相続により承継した場合には、その相続人のその相続のあった日の翌日から、次のいずれか早い日までの期間はみなし登録期間となる。
(1) 相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日
(2) 適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から 4 月を経過する日
<u>みなし登録期間中に相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けない場合には、みなし登録期間後は相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用対象となる。★②</u>

〔2〕 相続があった場合の納税義務の免除の特例
(1) 相続年 (2点)
その年において相続があった場合において、次の要件を満たすときは、その事業を承継した相続人のその相続のあった日の翌日からその年 12 月 31 日までの間
① 被相続人の基準期間における課税売上高 > 1 千万円
(2) 相続年の翌年以後 (2点)
その年の前年又は前々年において相続があった場合において、次の要件を満たすときは、その事業を承継した相続人のその年
① 相続人の基準期間における課税売上高 + 被相続人の基準期間における課税売上高 > 1 千万円

問 1 (2) (4 点)

〔1〕 納税義務者
(1) 国内取引 (1 点)
事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。）につき、消費税の納税義務がある。
(2) 輸入取引 (1 点)
外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税の納税義務がある。
〔2〕 成立時期
納税義務は、 <u>課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れをした時^{☆①}又は保税地域からの引取りの時^{☆①}</u> に成立する。

問 2 (20 点) ※誤りである旨の指摘が正答して得点

問 2 (1) (4 点)

誤りである。
売上げに係る対価の返還等を行う適格請求書発行事業者である A 社は、 <u>売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者に対して、適格返還請求書を交付しなければならない。</u> ②
また、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満（単価 1 万 5 千円 × 10 個 = 15 万円）でないため①、 <u>交付義務は免除されない。</u> ①

問 2 (2) (8 点) (231 万円は税抜処理していても得点)

誤りである。

課税事業者 B 社が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に金地金等の仕入れ等を行った場合において、その課税期間中のその金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額であるとき^① (88 万円 + 143 万円 = 231 万円 $\geq$ 200 万円) ^①は、その金地金等の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間からその金地金等の仕入れ等を行った課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。^①

また、B 社が金地金等の仕入れ等を行い、その課税期間中のその金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合に該当するとき^①は、その高額である場合に該当する課税期間の初日から高額である場合に該当した日までの間に簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しているとき^①は、その届出書の提出はなかったものとみなす。^①

よって、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの課税期間は簡易課税制度を適用して確定申告を行うことはできない。^①

また、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの課税期間は課税事業者^①に該当し、確定申告を行うこととなる。^①

問 2 (3) (4 点)

誤りである。

国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。）がデジタルプラットフォームを介して行われるもので、その対価について特定プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、その特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなされる。^①

したがって、特定プラットフォーム事業者^①に申告義務が生じることとなるため^②、外国法人 C 社において申告義務は生じない。^①

問 2 (4) (4 点)

誤りである。

外国の大使等に対して、免税販売ができる事業者は、国税庁長官が指定した者に限られる。^{★③}

したがって、消費税に関する指定を受けていない D 社が、X 国大使館の大使から法令に定める証明書の提出及び必要事項が記載された書類の提出を受けて課税資産の譲渡等を行っても免税販売とはならない。^{★①}

〔第二問〕－50 点－（ 箇所各 2 点、 箇所各 1 点）

≪甲の納付税額又は還付税額の計算≫（25 点）

I 納税義務の判定

計 算 過 程		(単位：円)
(1)①	$54,944,632 - 726,253 - 43,211 = 54,175,168$ $54,175,168 \times \frac{100}{110} = 49,250,152$	
②	$354,344 \times \frac{100}{110} = 322,130$	
③	①－②＝48,928,022	
(2)	$726,253 \times \frac{100}{108} = 672,456$	
(3)	(1)+(2)＝ 49,600,478 > 10,000,000 ∴納税義務あり	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8% $(2,205,700 - 107,400 - 82,200) + 942,500 + 1,156,754 + 4,046,545 + (20,315,400 - 759,000 - 878,100) + 2,468,000 + 1,752,419 + 3,763,170 + 8,075,000 + (13,175,520 - 2,468,000) + 54,412 + 564,720 + (107,400 + 759,000) + (82,200 + 878,100) + 842,685 + 1,278,100 + 761,024 + 257,657 + 764,475 + 840,532 + 396,397 + 726,521 + 71,432 = 61,990,963$ $61,990,963 \times \frac{100}{110} = 56,355,420 \rightarrow 56,355,000$	
(2)	6.24% 75,600 + 622,080 = 697,680 $697,680 \times \frac{100}{108} = 646,000$	
(3)	(1)+(2)＝57,001,000	
		金 額 57,001,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%		
	$56,355,000 \times 7.8\% = 4,395,690$	
(2) 6.24%		
	$646,000 \times 6.24\% = 40,310$	
(3) (1)+(2)=4,436,000		
	金 額	4,436,000 円

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

【仕入に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 簡易課税制度の適用の有無の判定		
① 届出書の提出あり		
② $49,600,478 \leq 50,000,000$ ∴適用あり	なお、特定課税仕入れはなかったものとする	
(2) 売上割合 ※事業区分：課税標準額欄で解答している場合も配点		
① 一種 (12.7%)		
(イ) 7.8%		
	$\text{イ } (2,205,700 - 107,400 - 82,200) + 942,500 + 1,156,754 + 4,046,545 = 8,161,899$	
	$8,161,899 \times \frac{100}{110} = 7,419,908$	
	$\text{ロ } 315,700 \times \frac{100}{110} = 287,000$	
	$\text{ハ } \text{イ} - \text{ロ} = 7,132,908$	
(ロ) 6.24%		
	$75,600 \times \frac{100}{108} = 70,000$	
	$(\text{ハ}) \text{ (イ)} + (\text{ロ}) = 7,202,908$	
② 二種 (43.6%)		
(イ) 7.8%		
	$\text{イ } (20,315,400 - 759,000 - 878,100) + 2,468,000 + 1,752,419 + 3,763,170 = 26,661,889$	
	$26,661,889 \times \frac{100}{110} = 24,238,080$	
	$\text{ロ } 143,500 \times \frac{100}{110} = 130,454$	
	$\text{ハ } \text{イ} - \text{ロ} = 24,107,626$	
(ロ) 6.24%		
	$622,080 \times \frac{100}{108} = 576,000$	
	$(\text{ハ}) \text{ (イ)} + (\text{ロ}) = 24,683,626$	

③ 三種 (30.1%)

$$8,075,000 + \boxed{(13,175,520 - 2,468,000)} = 18,782,520$$

$$18,782,520 \times \frac{100}{110} = 17,075,018$$

④ 四種 (0.9%)

$$\boxed{\star 54,412 + 564,720} = 619,132$$

$$619,132 \times \frac{100}{110} = 562,847$$

⑤ 五種 (12.4%)

$$(イ) \quad \boxed{\star (107,400 + 759,000) + (82,200 + 878,100)} + \boxed{\star 842,685 + 1,278,100} + 761,024$$

$$+ 257,657 + 764,475 + 840,532 + 396,397 + \boxed{726,521 + 71,432} = 7,765,523$$

$$7,765,523 \times \frac{100}{110} = 7,059,566$$

$$(ロ) \quad 42,115 \times \frac{100}{110} = 38,286$$

$$(ハ) \quad (イ) - (ロ) = 7,021,280$$

$$⑥ \quad ① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 56,545,679$$

(3) 消費税額

① 一種

$$(イ) \quad 7.8\%$$

$$イ \quad 8,161,899 \times \frac{7.8}{110} = 578,752$$

$$ロ \quad 315,700 \times \frac{7.8}{110} = 22,386$$

$$ハ \quad イ - ロ = 556,366$$

$$(ロ) \quad 6.24\%$$

$$75,600 \times \frac{6.24}{108} = 4,368$$

$$(ハ) \quad (イ) + (ロ) = 560,734$$

② 二種

$$(イ) \quad 7.8\%$$

$$イ \quad 26,661,889 \times \frac{7.8}{110} = 1,890,570$$

$$ロ \quad 143,500 \times \frac{7.8}{110} = 10,175$$

$$ハ \quad イ - ロ = 1,880,395$$

$$(ロ) \quad 6.24\%$$

$$622,080 \times \frac{6.24}{108} = 35,942$$

$$(ハ) \quad (イ) + (ロ) = 1,916,337$$

③ 三種

$$18,782,520 \times \frac{7.8}{110} = 1,331,851$$

④ 四種

$$619,132 \times \frac{7.8}{110} = 43,902$$

⑤ 五種

$$(イ) \quad 7,765,523 \times \frac{7.8}{110} = 550,646$$

$$(ロ) \quad 42,115 \times \frac{7.8}{110} = 2,986$$

$$(ハ) \quad (イ) - (ロ) = 547,660$$

$$⑥ \quad ① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 4,400,484$$

(4) 仕入れに係る消費税額

① 基礎

$$4,436,000 - 35,547 = \boxed{\star 4,400,453}$$

② 原則

$$4,400,453 \times \frac{560,734 \times 90\% + 1,916,337 \times 80\% + 1,331,851 \times 70\% + 43,902 \times 60\% + 547,660 \times 50\%}{4,400,484}$$

$$= 3,270,171$$

③ 特例

$$(イ) \quad \boxed{\star \text{二種} (43.6\% < 75\% \quad \therefore \text{適用なし})}$$

$$(ロ) \quad \text{二種と三種} (43.6\% + 30.1\% = 73.7\% < 75\% \quad \therefore \text{適用なし})$$

④ 最大 $\therefore 3,270,171$

金額	$\star 3,270,171$ 円
----	---------------------

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	
$315,700 + 143,500 + 42,115 = 501,315$	
$501,315 \times \frac{7.8}{110} = 35,547$	
金額	35,547 円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	
$132,000 + 18,700 + 3,300 = 154,000$ $154,000 \times \frac{7.8}{110} = 10,920$	
金額	10,920 円

IV 差引税額及び控除不足還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
$4,436,000 - (3,270,171 + 35,547 + 10,920) = 1,119,362 \rightarrow 1,119,300$	
金額	1,119,300 円

V 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
(1) 一月 $\frac{1,008,200}{12} = 84,016 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$	
(2) 三月 $\frac{1,008,200}{12} \times 3 = 252,048 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$	
(3) 六月 $\frac{1,008,200}{12} \times 6 = 504,096 > 240,000 \quad \therefore 504,096 \rightarrow 504,000$	
(4) (1)+(2)+(3)=504,000	
金額	504,000 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
$1,119,300 - 504,000 = 615,300$	
金額	★615,300 円

《乙の納付税額又は還付税額の計算》 (25 点)

I 納税義務の判定

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	1 月 1 日から 9 月 30 日まで	
①	原則 $0 \leq 10,000,000$ 適格請求書発行事業者に該当しない	
②	特定期間 $0 \leq 10,000,000$ $\therefore$ 納税義務なし	
(2)	10 月 1 日から 12 月 31 日まで ★10 月 1 日から 12 月 14 日まではみなし登録期間の規定により適格請求書発行事業者とみなされ、 12 月 15 日に適格請求書発行事業者の登録を受けている $\therefore$ 納税義務あり	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8% $1,542,542 + 5,501,468 + 275,000 + 3,463,020 + 63,542 + 135,240 + 531,420 + 1,687,211 + 527,260$ $+ 373,776 + 68,163 + 300,985 + 798,666 + 225,967 + \boxed{\star 3,042,872} + 3,844,000$ $+ (1,286,550 - 450,000) + \boxed{\overset{(注)}{\star 600 \times 5 \text{ 個}}} + 213,256 + 21,080 + 180,600 = 23,635,618$ $23,635,618 \times \frac{100}{110} = 21,486,925 \rightarrow 21,486,000$	
(2)	6.24% $16,200 + 46,080 + 450,000 = 512,280$ $512,280 \times \frac{100}{108} = 474,333 \rightarrow 474,000$	
(3)	(1)+(2)=21,960,000	
(注)	みなし $600 > 1,000 \times 50\% \therefore 600$	金額 21,960,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1)	7.8% $21,486,000 \times 7.8\% = 1,675,908$	
(2)	6.24% $474,000 \times 6.24\% = 29,577$	
(3)	(1)+(2)=1,705,485	
	金額	1,705,485 円

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

【仕入れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 2割特例の適用の有無の判定 (相続)	★49,600,478 > 10,000,000 ∴ みなし登録がなくても課税事業者となるため適用なし	
(2) 課税売上割合		
①	$21,486,925 + 474,333 = 21,961,258$	
②(イ)	$39,010 \times \frac{100}{110} = 35,463$	
(ロ)	75,000	
(ハ)	(イ) + (ロ) = 110,463	
③	① - ② = 21,850,795	
④	$\frac{21,850,795}{21,850,795} = 100\% \geq 95\%$	
⑤ 5億円判定	28,391,541 + 21,850,795 = ★50,242,336 ≤ 500,000,000 ∴ 全額控除	
(3) 課税仕入れ等 ※課のみ・共通の区分は不問 区分が下記と異なる場合又は区分していない場合も配点		
① 課のみ		
(イ) 国内		
イ 7.8%		
(a)	$8,014,513 + 3,551,400 + (1,627,394 - 187,000) + 400,000 + 289,520 + 247,673$ $= 13,943,500$	
	$13,943,500 \times \frac{7.8}{110} = 988,720$	
(b)	$187,000 + 50,000 = 237,000$	
	$237,000 \times \frac{7.8}{110} \times 50\% = 8,402$	
(c)	(a) + (b) = 997,122	
ロ 6.24%		
(a)	$292,068 - 120,000 = 172,068$	
	$172,068 \times \frac{6.24}{108} = 9,941$	
(b)	$120,000 \times \frac{6.24}{108} \times 50\% = ☆3,466$	
(c)	(a) + (b) = 13,407	
ハ イ + ロ = 1,010,529		

(㍀) 棚卸

イ 7.8%

$$794,577 - 25,920 = 768,657$$

$$768,657 \times \frac{7.8}{110} = 54,504$$

ロ 6.24%

$$25,920 \times \frac{6.24}{108} = 1,497$$

$$\text{ハ } \text{イ} + \text{ロ} = \boxed{\star 56,001}$$

(ハ) 仕返

$$83,170 \times \frac{7.8}{110} = \boxed{5,897}$$

(ニ) (イ) + (㍀) - (ハ) = 1,060,633

② 共通

(イ) 7.8%

$$\begin{aligned} \text{イ } & \boxed{\star 56,320} + (240,000 - 50,000) + (84,120 - 32,400 - 20,000) + \boxed{(920,394 - 23,447)} \\ & + \boxed{(79,909 - 25,464)} + 89,100 + 34,000 + (146,559 - 14,100 - 30,000) + 339,218 + 126,041 \\ & = 1,920,250 \end{aligned}$$

$$1,920,250 \times \frac{7.8}{110} = 136,163$$

$$\text{ロ } 50,000 \times \frac{7.8}{110} \times 50\% = 1,772$$

$$\text{ハ } \text{イ} + \text{ロ} = 137,935$$

(㍀) 6.24%

$$32,400 + 25,464 + \boxed{14,100} = 71,964$$

$$71,964 \times \frac{6.24}{108} = 4,157$$

(ハ) (イ) + (㍀) = 142,092

(4) 仕入に係る消費税額

$$\begin{aligned} & (13,943,500 + 1,920,250) \times \frac{7.8}{110} + (237,000 + 50,000) \times \frac{7.8}{110} \times 50\% + (172,068 + 71,964) \times \frac{6.24}{108} \\ & + 3,466 + 56,001 - 5,897 = 1,202,728 \end{aligned}$$

金
額

★1,202,728 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	
$39,010 \times \frac{7.8}{110} = 2,766$	
金 額	2,766 円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	
金 額	0 円

Ⅳ 差引税額及び控除不足還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
$1,705,485 - (1,202,728 + 2,766) = 499,991 \rightarrow 499,900$	
金 額	499,900 円

Ⅴ 中間納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
前課税期間は免税事業者であり、直前の課税期間の確定消費税額なし ∴適用なし	
金 額	0 円

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
499,900	
金 額	★499,900 円

□合格ラインの読み口

理論については、納税義務の個別理論の組み合わせ問題及び正誤問題が出題されました。

計算については、相続による事業承継があった場合の取扱いをテーマとする自動二輪及び自転車販売等を営む個人事業者の計算が出題されました。被相続人の簡易課税制度の計算及び相続人の原則計算（全額控除）が問われました。

以下、各問の合格ラインについて簡単に触れることにします。

〔第一問〕

問1については、全体的に平易ではあるが、ボリュームが少し多く、解答に時間を要します。

以上を勘案すると、20点がボーダーライン、24点が合格確実ラインになると思われます。

問2については、一部難解な問題があったが、全体的に平易な問題であるため、精度の高い解答が求められます。

以上を勘案すると、10点がボーダーライン、12点が合格確実ラインになると思われます。

〔第二問〕

適格請求書発行事業者が死亡した場合の煩雑な取扱いや、被相続人及び相続人の2人分の計算を行うことから、難易度はやや難しめ、解答量もやや多い問題でした。そのため、完全解答は困難であると思われます。

甲の計算において新車の売上高に含まれる作業工賃及び安心保証サービス料、修理に伴う部品及び消耗品代金並びに修理工賃、乙の計算においてレンタルの売上高、みなし譲渡、適格請求書発行事業者以外の者からの飲食料品の購入代、棚卸資産の調整税額、旅費交通費の取扱いを正答できれば、有利になると思われます。

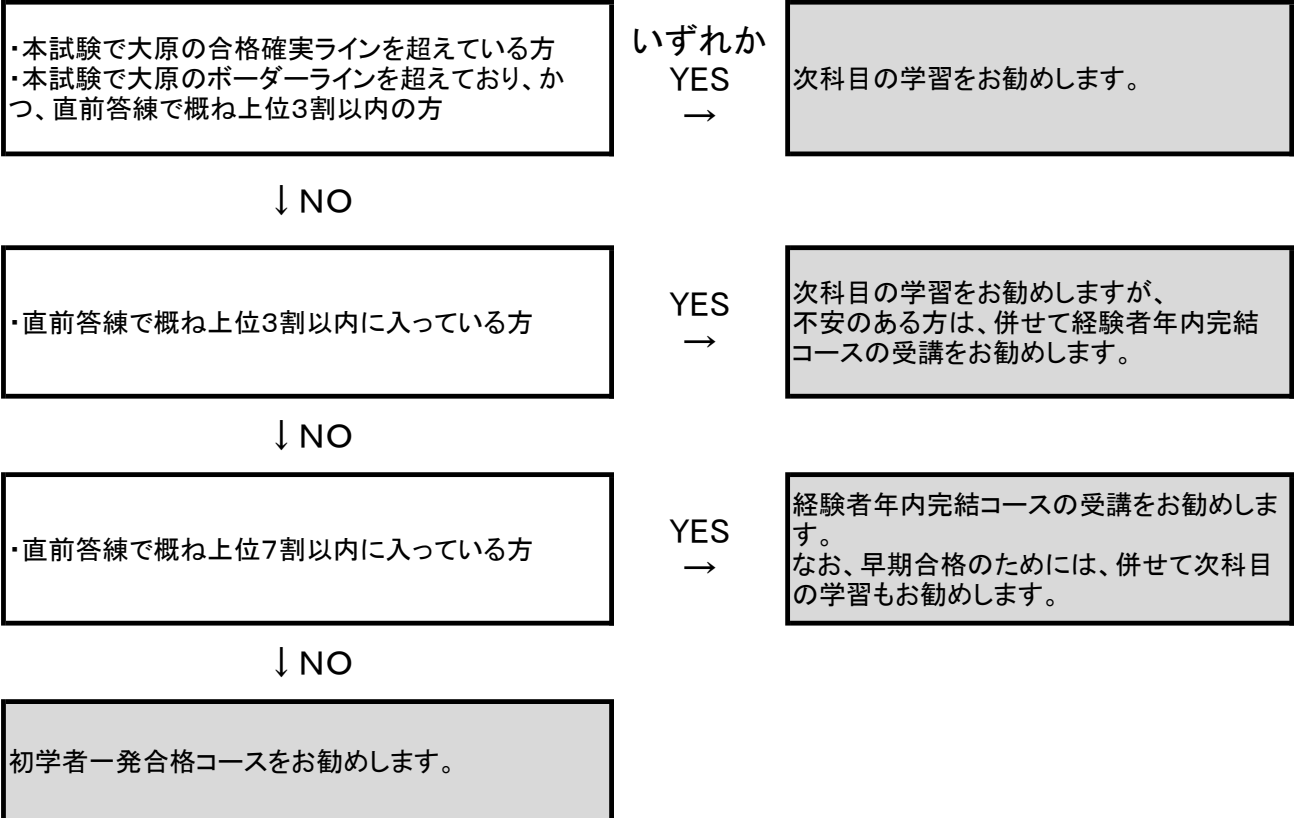
また、甲の計算において改造する場合の部品代及び改造工賃、基礎税額、2以上の事業を営む場合の特例計算の判定、乙の計算において納税義務の判定及び2割特例の適用の有無のコメント、課税期間における課税売上高の計算は、解答できていなくても合否へ影響はないものと思われます。

以上を勘案すると、30点がボーダーライン、37点が合格確実ラインになると思われます。

総合してボーダーラインは理論30点、計算30点、合計60点前後になると予想され、合格確実ラインは理論36点、計算37点、合計73点以上になると予想されます。

【消費税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



消費税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）は、経験者コースを受講するより初学者コースを受講して知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

初学者コースは、新規の項目を学習する都度、その項目に関わる応用理論対策や、計算総合問題の対策を行うことにより、早期に合格答案作成能力を身に付けていただけます。また、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での実績が高い項目を学習し、1月から3月までで応用項目を学習し、インプットは完了します。そのため、4月は問題演習を多く行い、試験直前期に向けて着実に準備することができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、本試験での出題頻度の高い項目を再確認します。また、理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論を重点的に学習していきます。応用理論対策については、事例形式理論など本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。

月に1度実施します確認テスト回では、アウトプット力を養い、講義で学習した項目の定着度を確認することができます。また、確認テスト回でなくても、ミニテストを実施し、問題に対する解答アプローチの実践練習も行います。

<主な学習項目>

計算：国境を越えた役務の提供、納税義務の判定、軽減税率、調整対象固定資産の調整計算、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の調整、簡易課税制度、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）など

理論：国境を越えた役務の提供、納税義務の免除の特例、軽減税率、仕入税額控除、簡易課税制度、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）など

<配付教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、理論問題集、確認テスト